

女性活躍推進法に基づく男女賃金格差の公表

全労働者	53.0%
正規雇用労働者	52.0%
非正規雇用労働者	85.2%

- 全労働者における男女の賃金の差異は、各職務等級における男女の人数比率が影響している。
- 全労働者のうち内勤社員における内訳は、管理監督者 90.0%・非管理監督者 69.3%となっている。非管理監督者については、非正規雇用労働者の人数比率の影響がある。
- 女性活躍推進の取組みとして、インクルージョン&ダイバーシティの観点でのアウェアネス向上、女性管理職割合のターゲット設定や研修の実施、フレキシブルな働き方ができる職場環境の整備等を実施している。

註)

対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

正規雇用労働者：社外への出向者を含む

非正規雇用労働者：有期契約社員等